

道路交通法一部改正

平成16年11月1日施行

携帯電話等の使用等に関する罰則の見直し

今までは …

(第71条5号の5 第120条第1項第11号関係)

罰則の対象となるのは、自動車や原動機付自転車の走行中の携帯電話等の使用等により、「道路における交通の危険を生じさせた」場合に限られていました。

罰則

「3月以下の懲役又は5万円以下の罰金」

反則金

大型	12,000円
普通	9,000円
二輪	7,000円
原付	6,000円



違反点数

2点

改正後は …

「道路における交通の危険を生じさせなくても」、自動車や原動機付自転車の走行中に携帯電話等を手で持って、通話したり、メールの送信等のために画像を注視したりする行為は、罰則の対象となります。

罰則

「5万円以下の罰金」

反則金

大型	7,000円
普通	6,000円
二輪	6,000円
原付	5,000円

違反点数

1点

原則は

走行中は電源を切るか、ドライブモードにしましょう。

使用の際は、安全な場所に車を停止させましょう。

「道路における交通の危険を生じさせた」場合については、改正後も現行と同様に「3月以下の懲役又は5万円以下の罰金」、反則金(大型車12,000円、普通車9,000円等)、違反点数2点が適用されます。



茨城県警察



集団暴走・消音器不備は罰則強化！騒音運転にも罰則！

(第68条・第117条の3、第71条第5号の3、第71条の2・第120条第1項第9号関係)

今までは・・・
 集団暴走行為によって、「迷惑や危険に遭った方がいなければ罰則の対象とはならず」、検挙に当たっては、迷惑や危険に遭った方の協力により、それを立証することが必要でした。

改正後は・・・
 「迷惑や危険に遭った方がいない場合」でも
 検挙され、罰則の対象となります。
 罰則：2年以下の懲役又は
 50万円以下の罰金

騒音運転等に対する罰則が新設されます。
 罰則：「5万円以下の罰金」
 反則金・違反点数

大 型	普通・二輪	原 付	違反点数
7,000円	6,000円	5,000円	2点(従来どおり)

消音器不備車を運転した者に対する罰金が引き上げられます。
 罰則：2万円以下の罰金又は科料

↓
 「5万円以下の罰金」

	大 型	普通・二輪	原 付	違反点数
現 行	6,000円	4,000円	3,000円	2点
改 正	7,000円	6,000円	5,000円	2点



酒気帯びの呼気検査拒否の罰則が強化！

今までは・・・ (第67条第2項・第119条の2関係)
 現行 5万円以下の罰金

改正後は・・・
 「30万円以下の罰金」に引き上げられます。



放置車両の処分期間、短縮！

(第51条第14項関係)

レッカー移動保管された放置車両の所有者等が不明な場合、警察署長
 がその車両を売却(廃棄)できるまでの期間が
 公示後3ヵ月から「公示後1ヵ月」
 に短縮されます。

